附則第九条第三項中「第七十二条の二十一第一項」の下に「及び第二項」を加え、同条第四項中「第七十二条の二十一第五項」を「第七十二条の二十一第六項」に、「第七十二条の二十一第六項」を「第七十二条の二十一第七項」に改め、同条第五項から第七項までの規定中「第七十二条の二十一第六項」を「第七十二条の二十一第七項」に改め、同条第十一項及び第十二項に後段として次のように加える。

この場合において、同条第二項の規定は、適用しない。

附則第九条に次の六項を加える。

13　第七十二条の二第一項第一号イに掲げる法人（法人税法第二条第十六号に規定する連結申告法人を除く。）に対する事業税の付加価値割の課税標準の算定については、平成二十七年四月一日から平成三十年三月三十一日までの間に開始する各事業年度（解散（合併による解散を除く。）の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。次項において同じ。）分の事業税に限り、各事業年度の付加価値額から、当該法人の租税特別措置法第四十二条の十二の四第二項第三号に規定する雇用者給与等支給額から同項第四号に規定する基準雇用者給与等支給額に対する割合が増加促進割合以上であるとき（次に掲げる要件を満たす場合に限る。）は、当該雇用者給与等支給増加額に、各事業年度の第七十二条の十四に規定する収益配分額から第七十二条の二十第二項に規定する雇用安定控除額を控除した額を当該収益配分額で除して計算した割合を乗じて計算した金額を控除する。

一　当該雇用者給与等支給額が租税特別措置法第四十二条の十二の四第二項第六号に規定する比較雇用者給与等支給額以上であること。

二　租税特別措置法第四十二条の十二の四第二項第七号に規定する平均給与等支給額を超えること。

14　第七十二条の二第一項第一号イに掲げる法人（法人税法第二条第十六号に規定する連結申告法人に限る。）に対する事業税の付加価値割の課税標準の算定については、平成二十七年四月一日から平成三十年三月三十一日までの間に開始する各事業年度分の事業税に限り、各事業年度の付加価値額から、当該法人の租税特別措置法第六十八条の十五の五第二項第三号に規定する雇用者給与等支給額から同項第四号に規定する基準雇用者給与等支給額を控除した金額（以下この項において「雇用者給与等支給増加額」という。）の当該基準雇用者給与等支給額に対する割合が増加促進割合以上であるとき（次に掲げる要件を満たす場合に限る。）は、当該雇用者給与等支給増加額に、各事業年度の第七十二条の十四に規定する収益配分額から第七十二条の二十第二項に規定する雇用安定控除額を控除した額を当該収益配分額で除して計算した割合を乗じて計算した金額を控除する。

一　当該雇用者給与等支給額が租税特別措置法第六十八条の十五の五第二項第六号に規定する比較雇用者給与等支給額以上であること。

二　租税特別措置法第六十八条の十五の五第二項第七号に規定する平均給与等支給額を超えること。

15　前二項の増加促進割合とは、次の各号に掲げる適用年度（前二項の規定の適用を受けようとする事業年度をいう。以下この項において同じ。）の区分に応じ、当該各号に定める割合をいう。

一　平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの間に開始する適用年度　百分の三

二　平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日までの間に開始する適用年度　百分の四

三　平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日までの間に開始する適用年度　百分の五

16　労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（以下この項において「労働者派遣法」という。）第二十六条第一項又は船員職業安定法第六十六条第一項に規定する労働者派遣契約又は船員派遣契約に基づき、労働者派遣（労働者派遣法第二条第一号に規定する労働者派遣をいう。）又は船員派遣（船員職業安定法第六条第十一項に規定する船員派遣をいう。）をした法人に対する第十三項及び第十四項の規定の適用については、これらの規定中「当該雇用者給与等支給増加額」とあるのは、「当該雇用者給与等支給増加額に、第七十二条の十五第一項に規定する各事業年度の報酬給与額を当該報酬給与額及び各事業年度において労働者派遣（第十六項に規定する労働者派遣をいう。以下この項において同じ。）又は船員派遣（第十六項に規定する船員派遣をいう。以下この項において同じ。）の対価として当該労働者派遣又は当該船員派遣の役務の提供を受けた者から支払を受ける金額（当該事業年度の法人税の所得の計算上益金の額に算入されるもの又は当該事業年度終了の日の属する連結事業年度の法人税の連結所得の計算上益金の額に算入されるものに限る。）に百分の七十五の割合を乗じて得た金額（当該金額が当該労働者派遣に係る派遣労働者（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第二条第二号に規定する派遣労働者をいう。）又は当該船員派遣に係る派遣船員（船員職業安定法第六条第十二項に規定する派遣船員をいう。）に係る第七十二条の十五第一項に規定する合計額を超える場合は、当該合計額）の合計額で除して計算した割合を乗じて計算した金額」とする。

17　事業税を課されない事業又は第七十二条の二第一項第二号に掲げる事業とこれらの事業以外の事業とを併せて行う法人に対する第十三項及び第十四項の規定の適用については、これらの規定中「当該雇用者給与等支給増加額」とあるのは、「当該雇用者給与等支給増加額に、当該雇用者給与等支給額のうち第十七項に規定するこれらの事業以外の事業（以下この項において「その他の事業」という。）に係る額（雇用者給与等支給額のうちその他の事業に係る額の計算が困難であるときは、政令で定めるところにより計算した金額をもつて、当該法人の雇用者給与等支給額のうちその他の事業に係る額とみなす。）を当該雇用者給与等支給額で除して計算した割合を乗じて計算した金額」とする。

18　第十三項及び第十四項（これらの規定を前二項において読み替えて適用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定は、第七十二条の二十五第八項、第七十二条の二十六第一項ただし書若しくは第七十二条の二十八第一項の規定による申告書、第七十二条の三十三第二項若しくは第三項の規定による修正申告書又は第二十条の九の三第三項の規定による更正請求書に、第十三項及び第十四項の規定による控除の対象となる雇用者給与等支給増加額、控除を受ける金額及び当該金額の計算に関する明細を記載した総務省令で定める書類が添付されている場合に限り、適用する。この場合において、これらの規定により控除されるべき金額は、当該書類に記載された雇用者給与等支給増加額を基礎として計算した金額を限度とする。

附則第九条の三の二第一項中「この項において同じ。」の下に「及び特定課税仕入れ（同条第一項に規定する特定課税仕入れをいう。以下この項において同じ。）」を、「の課税資産の譲渡等」の下に「及び特定課税仕入れ」を加える。

附則第十条第一項及び第三項中「平成二十七年三月三十一日」を「平成二十九年三月三十一日」に改める。

附則第十一条第一項及び第三項から第五項までの規定中「平成二十七年三月三十一日」を「平成二十九年三月三十一日」に改め、同条第六項中「平成二十七年三月三十一日」を「平成三十二年三月三十一日」に改め、同条第七項中「都市再生特別措置法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第二十四号）の施行の日から平成二十七年三月三十一日まで」を「平成二十七年四月一日から平成二十九年三月三十一日まで」に、「（当該取得が都市再生特別措置法」を「を参酌して十分の一以上十分の三以下の範囲内において道府県の条例で定める割合に相当する額を価格から控除するものとする。ただし、当該取得が同法」に、「）に」を「を参酌して五分の二以上五分の三以下の範囲内において道府県の条例で定める割合に」に改め、同条第八項中「平成二十七年三月三十一日」を「平成二十九年三月三十一日」に改め、同条第十一項中「平成二十五年四月一日から平成二十七年三月三十一日まで」を「平成二十七年四月一日から平成二十九年三月三十一日まで」に改め、「割合」の下に「（当該割合が二分の一を超える場合にあつては、二分の一）」を加え、同条第十三項及び第十四項中「平成二十七年三月三十一日」を「平成二十九年三月三十一日」に改める。